

さくら市保育園入園実施基準調査書

区分	実施基準	保護者の状況		指数	父	母		
1	就 労 (月 64 時 間以上)	居宅外 労 働 居宅外 労 働 (自営 業・外 勤)	月 20 日以上	8 時間以上の就労	1 0			
				7 時間以上 8 時間未満の就労	9			
				6 時間以上 7 時間未満の就労	8			
				4 時間以上 6 時間未満の就労	7			
		月 16 日以上 19 日以下	8 時間以上の就労	9				
			7 時間以上 8 時間未満の就労	8				
			6 時間以上 7 時間未満の就労	7				
			4 時間以上 6 時間未満の就労	6				
上記以外で月 64 時間以上就労をする場合		5						
内 職		4						
2	就労予定	就労先決定	求職活動中で就労先が決定しているもの(上記区分 1 に該当するものから減点)	- 1				
		就労先未定	求職活動中	2				
3	出 産	出産前後 3 か月のもの		8				
4	保護者の 疾病等	疾 病	入 院	おおむね 1 か月以上	1 0			
			居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね 1 か月以上常時臥床	1 0		
				精神性等	精神性、感染症の病気と特殊疾病	9		
				一般療養	医師がおおむね 1 か月以上加療(安静)を要すると診断したもの	7		
				そ の 他	比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	5		
		障がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A または同程度		1 0			
身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B または同程度			7					
5	病人の看 護等	入院付き添い	おおむね 1 か月以上親族の入院の付き添いにあたっているもの	1 0				
		居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養介護にあたっているもの	6				
		心身障害児介護	心身障害児等の介護、通園、通院、通学等にあたっているもの	8				
		ねたきり老人介護	同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっているもの	7				
6	家庭の災害等	災害で損なわれた居宅等の復旧にあたる場合		1 0				
7	就学・技能習得	就学・技術習得のために保育にあたれない場合		就労時間 に準じる				
8	虐待・DV	虐待・DVのおそれがある場合		2 0				

さくら市保育園利用調整基準調査書

区分	調整基準	指数		
1	児童の状況	父母が仕事をしながらみている（同伴就労）※外勤に限る	+ 1	
		就業先の事業所内託児施設で保育中（施設名 市町村名 ）	+ 1	
		企業主導型保育事業所で保育中（施設名 市町村名 ）	+ 1	
		祖父母以外の親類に日々依頼（保育者名 続柄 市町村名 ）	+ 1	
		他人に日々依頼（保育者名 市町村名 ）	+ 2	
		認可外保育施設に入園中（施設名 市町村名 ）	+ 2	
		産休、育休期間中	+ 2	
		保育園入園中で、さくら市転入のため転園申請	+ 2	
		保育園入園中で、転居・希望保育園入園のため転園申請（希望）	+ 1	
		低年齢保育所等（氏家さくら保育園、ちびっこランドさくら園、ゆうゆうランドさくら園、つくし保育園、他管外保育園）の卒園児童（※1）	+ 5	
		家において置く（放任）、他所へ預けたままの状態	+ 3	
		障がい児である	+ 5	
2	同居の親族の状況	6 5歳未満の祖父母等の親族が同居またはさくら市内に居住していて保育の手助けができる場合	- 1	
3	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が入園中、同一施設または姉妹園、連携施設に下の子を入園申請	+ 5	
		下の子を家で保育可能	- 1	
4	世帯の特殊事情（重複しないこと）	両親がいない	+ 2 0	
		母子・父子家庭	+ 1 5	
		保護者が市外で単身赴任中の世帯	+ 2	
		生活保護世帯	+ 5	
		失業（世帯の生計中心者の失業・倒産により、緊急に生活の安定が見込まれるもの）	+ 2	
		市民税非課税世帯	+ 1	
5	自営業・在宅勤務	入園申請児童を同伴し、特に危険なものを扱い就労している	+ 1	
		自営協力者で他に従業員がいる場合	- 1	
6	父母の勤務先	親族経営の同族会社、個人営業等	- 1	
		保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として市内の保育所、放課後学童クラブ等に勤務している（※2）※転園申請は除く	+ 6	
7	その他	保育料の滞納がある（卒園した兄弟姉妹を含む）※納付相談、分納中を除く	- 1 0	
		危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯（※3）	+ 1 ~ 2 0	

備考

※1 3歳未満児を対象とする低年齢保育所等において保育を受けていた子どもが円滑に卒園後も継続して保育を受けることができるようにするため、低年齢保育所等の卒園児童である場合に加点する。

※2 保育士等不足解消のため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭として保育所等に勤務する場合に加点する。

※3 「特別な配慮」とは、児童福祉の観点から適切な保育の実施が必要であると認める特別な事情がある場合に適用する。

例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合